

下水道利用の手引き

高鍋町上下水道課

目次

1. 下水道工事の進め方	みなさんのご理解とご協力を	2
2. 受益者負担金について		4
3. 下水道使用料について		10
4. 宅内排水設備について		13
5. 水洗便所等改造資金融資あっせん制度について		16
6. 下水道の使い方（みんなの下水道です・・・正しく使いましょう）		18
下水道が詰ったら		21
高鍋町指定工事店名簿		22

はじめに

下水道は、道路や公園などの整備に比べ著しく立ち遅れた状態にあります。本町の下水道は平成8年3月末から一部地域で処理開始を行い、さらに他の地域においても処理開始ができるよう整備を急いでいるところであります。

公共下水道が整備されますと、その区域の皆さまは、水洗便所を使用することができるようになります。また、台所や浴室等の汚水も下水道に流していただくことになり、処理場できれいな水に処理された後、河川や海などの公共水域に放流されます。

供用開始に伴い、下水道が使用できる皆様には、3つの負担をお願いすることになります。どうかご理解とご協力をお願いします。

3つの負担とは

1 受益者負担金

供用開始となった区域内の受益者に、下水道建設費の一部を負担して頂くものです。

2 排水設備工事費

汚水を下水道へ流すための宅地内工事費用です。（便所、台所、浴室等の汚水を下水道へ接続する費用）

3 使用料

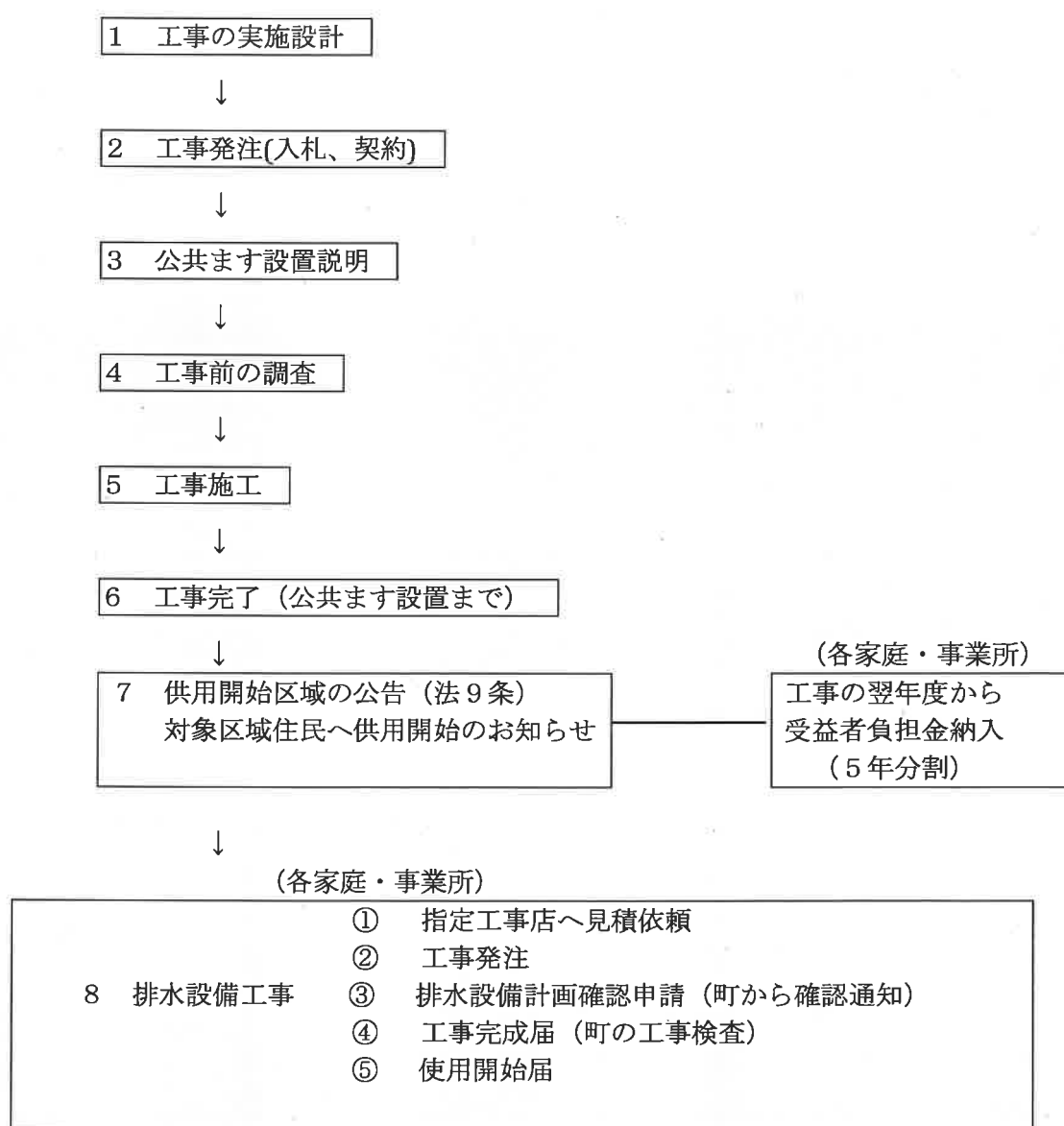
下水道使用開始後の維持管理に要する費用を負担して頂くものです。

1. 下水道工事の進め方～みなさんのご理解とご協力を！

下水道工事では、工事に伴う騒音、振動、通行止めなどでみなさんにご不便をおかけします。

しかし、下水道は高鍋町のまちづくりにはどうしても必要な工事です。快適な生活環境を実現するため、ご理解とご協力をお願いします。

【下水道工事の流れ】



【工事前の調査（工事の流れ）】

- 試験掘り・・・・・・・・・・既に埋設されている水道管や、NTTケーブルなどの位置や深さを確認します。
- 家屋の状況調査・・・・・・・・掘削箇所が家屋に近接している場合に、下水道工事が家屋に及ぼす影響などを調査します。
- 公共ます設置場所調査・・公共ますを設置する場所、地盤の高さなどを測量調査します。

【工事期間中は】

- 工事は1日約5～10メートル程度ずつ、下流側から上流側に向かって施工します。その道路1路線全体が通行止めになることは原則としてありません。1日で掘削、管布設、埋戻、舗装仮復旧まで行い、工事場所によって違いますが、原則的に夜間は通行規制を解除する予定です。
- 自宅前の工事がいつ頃行われるのかは前もってお知らせしますので、車両等の出入りについてはご協力をお願いします。
- 工事現場への近寄りや、付近の通行にはご注意ください。
- 下水道工事に合わせて、水道管が支障になる場所では布設替え工事を実施します。また、古くなった給水管についても布設替えをすることがあります。（該当する場合は連絡します。）

【公共ますの設置は】

- 公共ますは、原則として1宅地につき1箇所町が設置します。その位置は、道路との境界から1メートル以内の場所とします。（個人負担はありません。）
なお、1宅地に2箇所設置希望される場合は、1箇所は個人負担となります。
- 設置場所は、施工業者が直接みなさんのお宅を訪問して相談のうえ決定します。
- 設置後は、使用者の都合でますを移動する場合の費用は、使用者に負担していただくようになります。

【工事が終わったら】

- 工事が完了し、下水道に汚水を流せるようになったら、チラシなどでお知らせします。
- 町の指定工事店（22ページ参照）に見積を依頼し、工事内容と金額を決めたうえで宅内の排水設備工事を行ってください。なお、工事の標準単価表はありません。

2. 受益者負担金について

受益者負担金とは

下水道は、私たちが健康で快適な生活を営むため、生活環境や河川などの汚染を防止し、美しい自然環境を守るために欠かすことのできないものです。

下水道が整備されると、その地域の生活環境はきわめて快適なものになります。したがって、このような下水道をできるだけ広い地域で整備することが望まれています。

しかし、この下水道を整備するためには莫大な費用と長い年月を要します。また、下水道は道路や公園などのように誰もが利用できるものではなく、整備された区域の方々だけが恩恵を受けることになります。

このように、下水道事業は特定の方だけが恩恵を受けられることから、公平負担の原則により直接利益を受ける方（受益者）に下水道建設費の一部をご負担していただく制度になっています。

この制度は、都市計画法や地方自治法に基づくもので、下水道事業を行っているほとんどの自治体で採用されています。

負担金を納めていただく方（受益者）とは

受益者負担金を納めていただく方（受益者）は、下水道整備区域内に土地を所有している方です。




ただし、その土地に建物の所有を目的とした地上権や質権、使用賃貸借・賃貸借による権利（一部使用は除く）がある場合は、上記の権利者と土地の所有者が協議して負担金を納める方を定めた場合には、その方を受益者とすることができます。


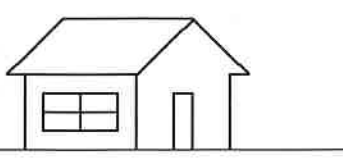
（申告書を提出してください。）

また、農地等の場合は、その状況により負担金の徴収が猶予（宅地化されるまで）されます。（猶予申告書を提出してください。）

なお、借家人（一般の借家人や社宅・公営住宅・アパート等の入居者）は、受益者になりません。

これを図にあらわしますと、次のようになります。

<p>①</p> 	<p>②</p> 	<p>③</p> 
<p>Aさんの土地</p>	<p>Aさんの土地</p>	<p>Aさんの土地</p>
<p>Aさんが土地を所有 Aさんが家を所有 Aさんが居住している場合 受益者Aさん</p>	<p>Aさんが土地を所有 Aさんが家を所有 Bさんが居住している場合 受益者Aさん</p>	<p>Aさんが土地を所有 Bさんが家を所有 Bさんが居住している場合 受益者AまたはBさん</p>

④	⑤
	
Aさんの土地	
Aさんが土地を所有 Bさんが家を所有 Cさんが居住している場合 受益者AまたはBさん	社宅・公営住宅・アパート等 受益者 設置者

(参考) 所有者以外の権利

<p>地 上 権</p> <p>(民法第265条)</p>	<p>他人の土地を建物の敷地として利用したり、竹木を所有するために使用する権利。</p> <p>※ 建物保護法=人の土地を借り、その土地の上に登記した建物を有するときは、借地権に登記がなくても第三者に対抗できる。</p>
<p>賃 貸 借</p> <p>(民法第601条)</p>	<p>貸主は、借主がその建物を使用し収益を得ることを約束し、借主はこれに対して借賃を払うことを約束して成立する契約。</p>

負担金の対象となる区域とは

下水道が整備された区域内の土地です。(国・県・町有地等の土地も対象です。)

受益者の申告

内容について正確を期するため、申告制度となっています。

申告書は、受益者を決定する大切な書類です。町から下水道が整備された区域内の土地所有者の方にお届けしますから、期日までに申告してください。

なお、賃貸借や地上権等の権利者がある場合には、権利者に内容を確認していただき、必ず署名、押印してもらってください。

受益者負担金の額

土地 1平方メートル当たり 375円 です

算定基礎

受益者負担金の対象となる事業費は

1. 末端管渠事業費を対象（全国の63%の自治体で採用）
 2. 総事業費を対象（全国の33%の自治体で採用）
 3. 総事業費の単独事業費を対象（全国の4%の自治体で採用）
- 以上の1. 2. 3のいずれかを対象事業費として算出する方法があります。

本町の場合は、

第3次及び第4次国の下水道財政研究委員会の提言に基づき、建設費の「1. 末端管渠事業費相当額」を基に積算する方法を採用するとともに、他の自治体の負担の水準を勘案して積算しました。

負担金の賦課は

負担金は、下水道が整備されたときの1回限りのものです。また、納付については、分割納付と一括納付の方法があります。

分割納付にされると

5年分割で年4回（計20回）に分け、町が送付した納入通知書によって取扱金融機関に納めていただきます。

なお、期間は次のとおりです。

期 間	納 期	期 間	納 期
第1期	7月1日～7月末日	第3期	11月1日～11月末日
第2期	9月1日～9月末日	第4期	翌年2月1日～2月末日

例： 100坪(330.57㎡)の宅地の受益者負担金は？

$330.57 \text{ m}^2 \times 375 \text{ 円} = 123,960 \text{ 円}$ （10円未満切捨）

$123,960 \text{ 円} \div 20 \text{ 回} = 6,198 \text{ 円} \dots$ 第1回目 8,060円

第2回目以降 6,100円（19回納入）

（※ 100円未満の端数は、第1回目の納入額に加算されます。）

一括納付すると報奨金があります

納期末到来分について最大20%の前納報奨金があります。

（報奨金計算式）

（ア） （イ） （ウ）

一回分の納付額×前納する回数×報奨金交付率＝前納報奨金の額

受益者負担金の総額 － 前納報奨金の額 ＝ 納付額 となります。

（※ 前納報奨金を差し引いた金額を納入していただくこととなります。）

(ア) 第2回以降の1回分の納付額																			
(イ) 前納する回数	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
(ウ) 報奨金交付率 (%)	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2

計算例

〔例1〕 負担金総額 123,960 円を初年度第1期に一括納入すると・・・。

$$(2\text{回目分の納付額}) (前納する回数) (報奨金交付率) (前納報奨金)$$

$$6,100\text{円} \times 19\text{回} \times 20\% = \underline{23,180\text{円}}$$

※ (受益者負担金総額) (前納報奨金) (差引き納入額)

$$\underline{123,960\text{円}} - \underline{23,180\text{円}} = \underline{100,780\text{円}}$$

〔例2〕 毎年度4期分を第1期に一括納入すると・・・。

$$(2\text{回目分の納付額}) (前納する回数) (報奨金交付率) (前納補償金)$$

$$6,100\text{円} \times 3\text{回} \times 4\% = \underline{730\text{円}}$$

(10未満切捨て)

※ (初年度分の負担金額) (前納報奨金) (初年度差引き納入額)

$$\underline{26,360\text{円}} - \underline{730\text{円}} = \underline{25,630\text{円}}$$

※ (次年度分の負担金額) (前納報奨金) (初年度差引き納入額)

$$\underline{24,400\text{円}} - \underline{730\text{円}} = \underline{23,670\text{円}}$$

◎ 一括納付の期日は、必ず厳守ください。(7月末まで)

受益者負担金の納付は

納入通知書は、7月初めにお届けいたします。お近くの金融機関等の窓口で納付してください。

納期は、7月、9月、11月、翌年2月の各月末日迄です。

受益者負担金の納付まで



納付 (7月から)

※ 納付には、直接納付と口座振替の方法があります。

- ・ 直接納付の場合には、送付された納付書により町指定金融機関又は町収納代理金融機関等で納付して下さい。
- ・ 口座振替を希望される場合には、口座振替の取扱ができる金融機関へ、下水道事業受益者負担金についての口座振替依頼書を提出してください。
(依頼書は、各金融機関に備え付けてあります。)

(納付できる金融機関は、高鍋信用金庫、宮崎銀行、児湯農業協同組合、
宮崎太陽銀行、九州労働金庫の本店、支店)

負担金の猶予や減免は

受益者負担金は、税金と異なり国・県等の公用地にも賦課されますが、土地、建物の利用状況等により減免の規定があります。該当する場合には、「下水道事業受益者負担金減免申請書」を提出して下さい。

また、受益者が災害や病気などにより負担金の納入に支障がある場合には、負担金の納入を猶予又は減免する規定があります。該当する場合には、「下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書」を提出して下さい。

「減免申請書」及び「徴収猶予申請書」の用紙は、高鍋町役場上下水道課に備え付けてあります。

◎ 猶予する場合

- ・ 対象となる土地が裁判で係争中のとき
- ・ 対象となる土地が農地であるとき
- ・ 災害、盗難、病気などで負担金を納入することが困難であるとき
- ・ 生活困窮者で直ちに納めることが困難なとき
- ・ 対象地が低地のため公共下水道施設による汚水の排除が不可能なとき

◎ 減免する場合

- ・ 国・県、町などが公用で使用している土地
- ・ 受益者が公の生活扶助を受けているとき
- ・ 学校や社会福祉施設（保育所など）がある土地
- ・ 消防施設、自治会等が所有又は使用する集会所がある土地
- ・ 宗教法人が使用する施設がある土地(生活用を除く)

受益者に変更があった場合は

土地又は建物の売買により所有者等の変更があったときは、新旧両受益者が協議のうえ連署で「下水道事業受益者変更申請書」を提出した場合のみ負担金の納付義務者を変更できます。

ただし、提出日に納期限が過ぎている負担金については、旧受益者が納付することになります。

なお、「下水道事業受益者変更申請書」の提出がない場合は、所有者等が変わっても、引き続き、元の受益者に負担金の納付義務があります。



高鍋町の下水道マンホールのふた

3. 下水道使用料について

下水道使用料とは

下水道が供用開始されると各家庭や事業所などから排出される汚水は、日夜、高鍋浄化センターへ運ばれ処理されます。

このように、下水道は一時も休止することのできない施設ですので、長く維持していかなければなりません。そのためには、浄化センターの運転管理や汚水処理、下水道管の清掃や修理など多くの費用が必要です。

使用料は、こうした費用の一部を利用者に負担していただくもので、汚水量に応じて金額を決定します。

使用料の決め方は

1. 排出汚水量は、水道の使用量で計算します。
2. 一般家庭等で井戸水だけしようしている場合は、人数により使用水量（排出汚水量）を決定させていただきます。
1人につき、1ヶ月当り 8m³を使用水量とし、これが汚水量となります。
3. 水道水と井戸水を併用されている方の使用水量は、井戸水は家庭1人につき1ヶ月当り4m³の使用水量とし、それに上水道の使用水量を加えたものが、その家族の1ヶ月の汚水量となります。
(井戸使用の家庭で申請後に人数の変更が生じた場合は、用水等変更届出書を提出してください。)

① 水道使用量による下水道使用料（1ヶ月）

種 別	基本料金 (汚水量 8 m ³)	超 過 料 金	
		汚 水 量	金 額 (1 m ³ 当り)
一般汚水	1, 0 0 0 円	8m ³ を超え 20m ³ まで	1 1 0 円
		20m ³ を超え 30m ³ まで	1 3 0 円
		30m ³ を超え 50m ³ まで	1 6 0 円
		50m ³ を 超える部分	2 0 0 円

※ 1ヶ月当りの使用料は、上の料金表で算定された金額に10%の消費税が加算されます。(1円未満の端数は切り捨て)

使用料－算定基礎

維持管理費

- ① 浄化センター運転管理費（電気、薬品、水質検査、管理委託、汚泥処理等）
- ② 管路管理費
- ③ 事業管理費（人件費、事務費等）

資本費

- ④ 下水道債（借入金）元金及び利子

通常、使用料で徴収すべき対象経費は、上記の「維持管理費」と「資本費」の合計額となります。しかし、本町の下水道は供用を開始したばかりであることから、使用料対象経費の内、維持管理費の①と②を徴収目標額として使用料を算定し、さらに周辺市長の使用料との比較及び上水道使用料とのバランスを考え決定いたしました。

支払方法は

水道が隔月検針のため、使用料は水道料金とあわせて2ヶ月ずつ、地区により偶数月（2,4,6,8,10,12月）、奇数月（1,3,5,7,9,11月）の年6回、次の方法でお支払いいただきます。

◇ 口座振替による支払い

水道料金を口座振替の方法で支払われている方は、上水道を同じ口座から上水道料金に下水道使用料を加算して、振替日に一緒に振替させていただきますので、改めて手続きはいりません。

◇ 納付書による支払い

水道料金を納付書で支払われている方は、下水道使用料も納付書により水道料金を一緒にお支払いをしていただきます。

水道料金・下水道使用料の支払いは、便利な口座振替で！！

下水道使用料金早見表

(単位：円)

汚水量(m ³)	水量分	消費税	使用料金	汚水量(m ³)	水量分	消費税	使用料金
1	1,000	100	1,100	26	3,100	310	3,410
2	1,000	100	1,100	27	3,230	323	3,553
3	1,000	100	1,100	28	3,360	336	3,696
4	1,000	100	1,100	29	3,490	349	3,839
5	1,000	100	1,100	30	3,620	362	3,982
6	1,000	100	1,100	31	3,780	378	4,158
7	1,000	100	1,100	32	3,940	394	4,334
8	1,000	100	1,100	33	4,100	410	4,510
9	1,110	111	1,221	34	4,260	426	4,686
10	1,220	122	1,342	35	4,420	442	4,862
11	1,330	133	1,463	36	4,580	458	5,038
12	1,440	144	1,584	37	4,740	474	5,214
13	1,550	155	1,705	38	4,900	490	5,390
14	1,660	166	1,826	39	5,060	506	5,566
15	1,770	177	1,947	40	5,220	522	5,742
16	1,880	188	2,068	41	5,380	538	5,918
17	1,990	199	2,189	42	5,540	554	6,094
18	2,100	210	2,310	43	5,700	570	6,270
19	2,210	221	2,431	44	5,860	586	6,446
20	2,320	232	2,552	45	6,020	602	6,622
21	2,450	245	2,695	46	6,180	618	6,798
22	2,580	258	2,838	47	6,340	634	6,974
23	2,710	271	2,981	48	6,500	650	7,150
24	2,840	284	3,124	49	6,660	666	7,326
25	2,970	297	3,267	50	6,820	682	7,502

公共下水道ができれば＝必ず接続（水洗化）を！！

くみ取り便所は 水洗便所に！

くみ取り便所は、3年以内に水洗便所に改造しなければなりません。

浄化槽は廃止し 公共下水道へ直結を！

汚水は下水道処理場で処理されるので、浄化槽は必要なくなります。できるだけ早く公共下水道に直結する事が建物所有者に義務づけられています。

台所、風呂場、洗濯機からの汚水も 公共下水道へ！

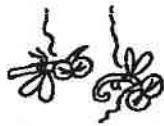
汚水を側溝に流している場合は、ただちに公共下水道に直結を。

4. 宅内排水設備について

下水道ができると

- わたくしたちのくらしがきれいに楽しく

家や工場などから流れ出る汚れた水は衛生的に処理されます。また、蚊やハエの発生を防ぎ、伝染病の予防にも役立ちます。



- 美しい川に

水辺の生きものたちがのびのびと暮らせ、子どもたちが遊べる水辺がよみがえります。



- 衛生費が…

防臭剤・その他の衛生費は不要となります。

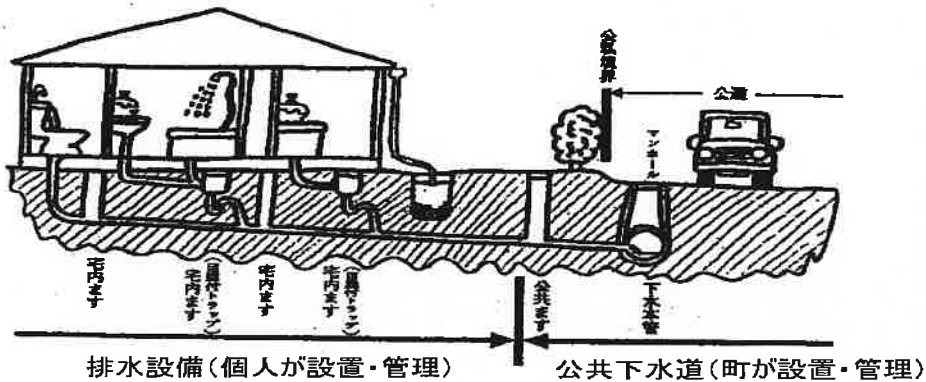
- 気持ちのよい水洗便所

水洗便所になると、家の中の臭いなくなり、くみ取りの必要もなくなります。



排水設備の設置例

下水道は、町が設置し管理する公共下水道と、個人が設置し管理していただく排水設備からなっています。

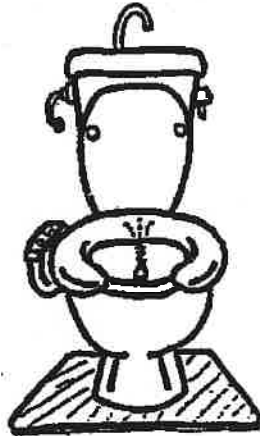


水洗便所の種類

水洗便器には、色々な種類があります。
詳しくは指定工事店にご相談ください。



ロータンク式兼用便器



洗浄機能付洋風便器



ストール小便器

排水設備工事とは、

便所・風呂、台所などからの汚水を「公共ます」へ流すまでの工事を排水設備工事
といい、個人の負担で施工、管理するものです。

下水の排除方式

下水道の排除方式には、分流式と合流式がありますが、高鍋町は分流式を採用しています。
これは、汚水と雨水を別々に排除する方式で、汚水は公共ますへ流し、雨水は従来どおり
河川などへ流すものです。

1年以内に排水設備を設置しましょう

汚水を処理することができるようになった区域を処理区域といいます。この区域では、併
用（使用）開始の公告後滞納なく、各家庭や工場・事業所ごとに私費負担で台所・浴室など
の排水設備工事をするように定められています。

- 「排水設備」の設置は
排水設備の設置は、建物の所有者に義務付けられています。借家人などでも所有者
の同意があれば工事を行うことができます。
- 「排水設備」の管理は
排水管や汚水ますなどの排水設備の保守点検などの管理は、使用する方で行って
いただきます。

水洗便所に改造しましょう

○ 汲み取り便所は

汲み取り便所は、下水道が使えるようになった日から3年以内に水洗便所へ改造するように義務付けられています。

○ 新築する場合は

下水道が使える区域で新築する場合は、必ず水洗便所にしなければなりません。

浄化槽を利用している家庭も改造工事を

処理区域では、し尿浄化槽や合併処理浄化槽を利用されている家庭でも、浄化槽を廃止し下水道に直結するための改造工事をしなければなりません。

これについては、直ちに施工しなければならないことになっています。

浄化槽の処分方法は？

今まで使っていた浄化槽は、次のような処分方法があります。くわしくは指定工事店にご相談ください。

- ① 掘り起こして撤去する。産業廃棄物として処分しなければなりませんので、撤去工事費の他に処分費用がかかります。
- ② 浄化槽の中を洗浄消毒して底に穴を空け、山砂等を入れて埋めてしまう。
- ③ 洗浄消毒し、中に雨水等を引き入れて非常用水や散水用の水槽として再利用する。

排水設備工事の申込みから完了まで

1. 指定工事店以外では、排水設備・水洗化の工事はできません。
2. 直接、指定工事店へ申し込んでください。
3. 見積もりをしてもらったうえで、費用等について十分ご検討のうえ、工事契約をしてください。
4. 書類の手続きから施工まで一切を指定工事店が代行して行います。

提出する書類 ・工事を始める前……排水設備等新設等計画確認申請書
・工事が終わったら……排水設備完成届
・下水道を使い始める前……公共下水道使用開始届

5. 水洗便所等改造資金融資あっせん制度をご利用される場合は、「融資あっせん申請書」を計画確認申請書と一緒に提出してください。
6. 便槽内の汲み取り依頼は、工事店と相談のうえ、少なくとも10日前までに高鍋衛生公社（☎22-2636）に連絡するようにしてください。
7. 工事が完了しますと、上下水道課から検査にお伺いします。

工事は必ず指定工事店で

排水設備の工事は、指定工事店でなければ行うことができません。不完全な工事だと汚水が流れなかったり、排水管や汚水ますが壊れたり、臭気が家の中に入り込むといったことが起こります。

高鍋町では、工事が正しく行われるように「指定工事店」制度を設けています。指定工事店は、基準に合った設備をつくるために必要な技術を習得していますので、不当な代金の請求や粗悪工事の心配はありません。

※ 指定工事店以外が行った工事は、無効工事となり、工事のやり直しをしていただくこととなりますので、ご注意ください。

『指定工事店』は工事に伴う諸手続きを代行します

排水設備工事や水洗化工事を行う場合色々な手続きが必要です。『指定工事店』では、工事の確認申請や届出などの手続きを工事依頼人に代わって行います。指定工事店名簿は22ページをご覧ください。

5. 水洗便所等改造資金融資あっせん制度について

あっせん制度のご利用を！

高鍋町では、水洗便所の普及と排水設備の設置を促進するため、排水設備を設置する者に対して資金のあっせん及びその融資を受けた者が融資金を完済した場合の利子の補給制度を設けています。どうぞご利用ください。

融資あっせん対象工事は

- 汲み取り便所や浄化槽を水洗便所に改造する工事で、便器・タンク手洗器洗浄用給水管の取付工事及びこれに伴う便所の室内改造工事
- 便所改造と同時に台所・洗面所・浴室の排水を排除するための排水施設（新築または全面改装に伴う場合は除く。）を公共下水道に接続するための工事

融資あっせん金額は

排水設備改造工事1件につき35万円以内で融資あっせんをします。ただし、改造しようとする便所の数が2以上あるときは15万円を加算した額の範囲以内とし、融資金は50万円を限度とします。

融資の内容は

貸付利率	無利子（利子は町が負担します。）
償還方法	元利均等方式
償還期間	借りた日の属する月の翌月から36ヶ月以内の分割払い。ただし、期間内に繰上償還もできます。

融資あっせんを受けられる方は

- ① 下水道が使える区域内的の住宅(住宅兼店舗家屋を含む)の所有者又は所有者の同意を得た使用者であること。
- ② 町税・受益者負担金等を滞納しないこと。
- ③ 下水道が使えるようになってから3年以内の改造工事であること。
- ④ 融資を受けた資金の償還能力を有すること。
- ⑤ 次の要件を満たす連帯保証人1名を有すること。
 - ・ 償還金の返済能力があり、かつ孤立の生計を営んでいる者
 - ※ 上記の①～⑤のすべてを満たし、町長及び取扱金融機関が適当と認める者でなければなりません。

融資あっせんの手続きは

町に対する申請手続きは、上下水道課に備え付けてあります「水洗便所等改造資金融資あっせん申請書」に必要書類を添付し、提出してください。

（添付書類：申請者及び連帯保証人の印鑑証明書、納税証明書、資産証明書及び所得証明書又は源泉徴収票を各1通）

金融機関への手続きは

融資あっせんを決定しますと、町から「水洗便所等改造資金融資あっせん決定通知書」を送付します。この「決定通知書」及び「取扱金融機関が必要と認める書類」を持参のうえ取扱金融機関の窓口で所定の融資手続きをしてください。金融機関は、審査のうえ融資の決定をします。

水洗便所等改造資金融資取扱金融機関

高鍋信用金庫、 ㈱宮崎銀行高鍋支店、 ㈱宮崎太陽銀行、
九州労働金庫、 児湯農業協同組合

利子補給金の申請は

利子補給金の申請は、融資金を完済した日から起算して1年以内に「水洗便所等改造資金融資利子補給金交付申請書」(上下水道課に備え付けてあります)により上下水道課へ提出してください。

6 下水道の使い方

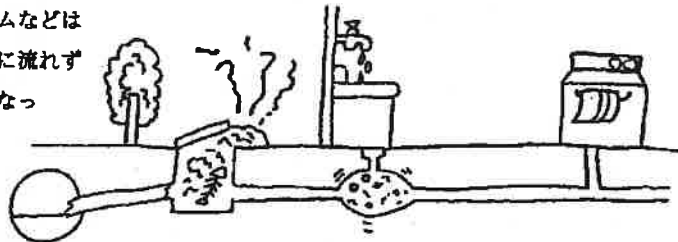
みんなの下水道です。正しく使いましょう。

下水道は、し尿や排尿を処理するためのものです。他のものは流さないで下さい。公共下水道に損傷を与えた場合、修復に要した費用を負担していただくことがありますのでご注意ください。

● ごみや廃油は流さない。水洗トイレには溶ける紙を！

流し台に台所から出る野菜くず、残飯あるいは天ぷら油等の廃油、水洗トイレに溶けない紙、紙おむつ、タバコやガムなどは流さないで下さい。汚物が十分に流れずに詰まりを生じ、悪臭の原因になったり、下水道管が詰まったり、浄化センターの機能を低下させることになります。

また、ディスポーザー（食品くず処理機）は規制していますので、詳細については環境整備課へお問い合わせください。



● 危険物、有害物はながさないでください！

ガソリン、アルコール、塗料、薬品、壊れた体温計の水銀等は下水道管の中で爆発を起こしたり、浄化センター（処理場）の機能を失わせます。



● マンホールやますにごみや土砂を捨てないでください！

マンホールやますは、下水道管の点検や修理をするためのものです。直接汚水を流したり、ごみや土砂を捨てたりしないでください。



● 雨水は流さないでください！

高鍋町の下水道（汚水管）は、分流式ですから雨水を流すことができません。雨水が入りますと下水道管があふれてしまいます。雨水は、下水道を使用する前と同様の排除をしてください。

● **台所のゴミや溶けにくい紙は流さないで！**

台所から出る野菜くず・残飯・天ぷら油等の廃油、水洗トイレでのトイレットペーパー以外のもの（紙おむつ・ティシュペーパー・タバコ等）は流さないでください。汚物が十分に流れずに詰まりを生じ悪臭の原因になります。

● **洗剤の利用はせっけんを！**

合成洗剤に含まれる有機リンは、浄化センターの機能に支障をきたします。合成洗剤を使用しないようご協力ください。

● **下水道管の近くに植樹をしないでください。！**

下水道管に樹根が侵入して詰まりや破損の原因になります。

● **汚水ますは、年に2～3回点検 掃除を！**

排水設備を使いっぱなしでは、汚水管が詰まったり色々な故障の原因になります。管理費用は、自己負担ですので長持ちさせるために正しく使い、年に2～3年はますの蓋を開けて点検や掃除をしましょう。

工場 事業所の排水規制について

● **除害施設をつくりましょう！**

工場や事業場から出る汚水には、家庭のものと異なる有害な物質が含まれている場合があります、下水道管を傷めたり浄化センターの機能に支障をきたします。こうした工場や事業場では、有害な物質を取り除いて基準以下の水質にする除害施設を設置しなければなりません。

● **流してはいけない汚水**

- 温度の高い排水（45℃）
- 酸及びアルカリ排水
- 油脂類を含有する排水
- 多量の有機物のため汚れがひどく、SS、BODの高い排水
- フェノール、シアン化合物などの毒物を含有する排水
- カドミウム、水銀等の重金属を含有する排水
- その他下水道施設を損傷し、処理作業を妨害するおそれがある排水及び人畜その他に被害を与えるおそれのある排水等

SS	:	「浮遊物質量」＝水中に浮遊している微細な固形物の量を表す数値
BOD	:	「生物化学的酸素要求量」＝汚れの原因となる有機物が、微生物によって分解されるときに消費される酸素の量を表す数値

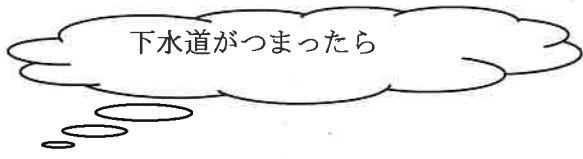
工場・病院・レストラン・クリーニング店等の皆様へ

各種工場、ホテル、レストラン、クリーニング等の事業を営まれている方が下水道を使用する場合には、高鍋町役場上下水道課と事業排水の水質管理に関する事前協議が必要です。

また、事業内容によっては、特定施設としての届出を要する場合がありますので、排水設備設置工事を行うときは、必ず上下水道課と事前協議をお願いします。

お問い合わせ : 高鍋町役場 上下水道課 下水道係

(0983) 22-1601

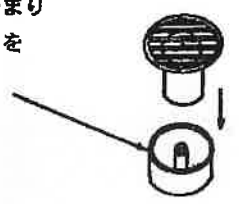
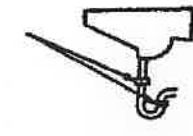
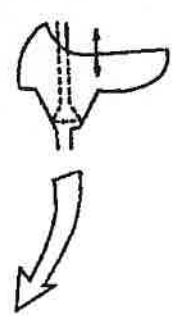
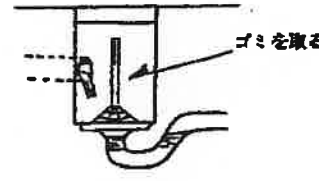




下水道が詰まったときの連絡先

- 宅地内の排水設備は ⇒ 施工業者（指定工事店）
- 公共ます、道路のマンホールは ⇒ 高鍋町役場 上下水道課

家庭でできる簡単な修理

- 宅内排水管が詰まったら、家庭でできる簡単な修理方法があります。

<p>床排水口のつまり 上を外して中を清掃する</p> 	<p>洗面器のつまり 外して中を清掃する</p> 
<p>大便器のつまり 水を流しながらラバーカップを上下に動かす</p> 	<p>トラップマスのつまり 建物の外にトラップマスがあります。目皿にゴミがたまると流れが悪くなります。定期的にゴミを取り除いてください。</p> 
<p>悪臭を防ぐ大切なトラップ</p>  	
<p>台所、洗面所、風呂場の排水設備には必ずトラップ(防臭装置)をつけてください。排水管から悪臭やガスが入り込むのを防ぎます。ときどき点検し、清掃をしましょう。</p>	

高鍋町排水設備工事指定工事店名簿

令和2年5月現在

町 内

町 外

指定店名	住所	電話番号	指定店名	住所	電話番号
(有)泉設備工業	町858番地	23-0100	赤木水道設備	都農町川北3636番地16	0983-25-3120
(有)岩村建設	北高鍋3248番地	23-1439	(株)アメックス	宮崎市江平東町10番地6	0985-24-1535
(株)黒木電気工事店	上江2034番地6	23-0675	(株)生目設備	宮崎市浮田32番地	0985-48-1617
(株)宏和工業	南高鍋929番地	22-0863	(株)一色設備工業	川南町川南24773番地2	0983-27-0286
(株)後藤住宅設備	上江6219番地3	23-8188	江坂設備工業(株)	宮崎市橋通西5丁目2番33	0985-24-3051
(株)琴弾	蚊口浦5622番地1	22-2630	大淀設備工業(有)	宮崎市本郷北方85番地1	0985-56-7856
坂本マサキ水道	南高鍋888番地3	22-3994	(有)甲斐設備	西都市三宅4078番地1	0983-42-4997
(有)酒匂建設工業	持田1368番地2	23-6175	(有)斉田商事	新富町富田2丁目10番地1	0983-33-0122
四角目電気水道設備	蚊口浦17番地7	23-5309	(有)西都水道	西都市妻1694番地1	0983-43-0744
(株)高鍋造園土木	持田2761番地4	23-1011	太閤工業(株)	国富町大字八代南俣3446番地	0985-78-1806
(株)津房産業	上江2175番地	22-1800	(有)日高設備工業	川南町川南13866番地1	0983-27-1921
富電・システム	北高鍋4853番地	22-3983	藤岡工業(株)	宮崎市阿波岐原前浜4276番地	0985-28-4711
富加見建設	上江3207番地	23-0776	(株)マエダ工業	宮崎市大瀬町148番地1	0985-41-0573
(株)中岡工業	上江7618番地	22-2381	(有)三原設備	川南町川南13886番地3	0983-27-2174
(有)日高産業	持田4248番地	23-0397	村井電機(株)	川南町川南13976番地	0983-27-2177
(有)藤元電気水道設備	北高鍋1261番地3	22-1478	森ガス水道工事(有)	木城町高城4068番地1	0983-32-2208
ムグルマ家電	北高鍋3631番地20	23-1881	(株)山口工業	宮崎市大字瓜生野2233番地56	0985-30-3013
(有)盛満技建	町497番地1	23-0125	(有)山崎設備	宮崎市大字赤江1030番地	0985-54-3939
柳 建設	北高鍋937番地	23-1255	(有)太陽住設	宮崎市新別府町488番地3	0985-25-0930
(株)山口鉄工建設	南高鍋8814番地1	23-0454	(株)吉田工業	日向市大字春原町一丁目66番地	0982-52-2773
(有)侑建工業	北高鍋2384番地2	23-2570			
(株)ピズ	北高鍋83番地1	23-0113			
長町設備	上江8084番地1	22-3107			